

障害者短期入所サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して指定短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 居室の概要.....	3
5. 職員の配置状況.....	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	8
8. 苦情の受付について.....	8

社会福祉法人 淡 鳳 会
(フローラほくだん)
当施設は兵庫県の指定を受けています。
(第 2811600119号)

1. 事業所経営法人

名 称	社会福祉法人 淡 鳳 会
所 在 地	兵庫県淡路市野島貴船246番地1
電 話 番 号	0799-82-3251
代表者氏名	理事長 美摩 ひろ
設 立 年 月	平成12年12月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定施設・平成18年10月1日指定事業者番号第2811600119号
事業所の目的	フローラほくだんは、障害者総合支援法の趣旨に従い、障害者が居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要なサービスを適切に援助いたします。
事業所の名称	フローラほくだん
事業所の所在地	兵庫県淡路市野島貴船246番地1
電 話 番 号	0799-82-3251
施設長(管理者)	日置 三喜男
事業所の運営方針について	1. 自立等の支援 利用者に対し、利用者の自立と日常生活の質を高めるよう、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に提供できるよう努めます。 2. 利用者の意思等の尊重 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、短期入所サービスを提供します。
開設年月	平成13年 6月 1日
利用定員	5人
事業者が併設している施設	指定障害者支援施設 平成24年 1月1日 指定生活介護事業所 平成19年 4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	兵庫県全域
営業日	年中無休
受付時間	毎日午前9時から午後6時
サービス提供時間帯	24時間

4. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	3室	利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。
2人部屋	2室	
合計	5室	

(2) 居室以外の施設設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1室	
医務室	1室	
静養室	1室	医務室に含む
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
便所	4室	
相談室	2室	

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合は、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。
- ④フローラほくだんの職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤喫煙は、施設内の決められた喫煙スペースで喫煙して下さい。
- ⑥施設での飲酒及び利用者一人での外出は、許可制となっています。希望される方は、生活支援員へご相談下さい。

- ⑦外出、面会は自由となっておりますが、9：00～21：00内の時間帯でお願いします。
それ以外の時間帯を希望される場合は、事前に生活支援員へお伝え下さい。また、
外出時は、安全管理のため、届け出書に介護者の氏名、連絡先等を記入していただき
ますので、職員へ声をおかけ下さい。

5. 主な職員の配置状況

職 種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1名
2. サービス管理責任者	1名
3. 看護職員	1名以上
4. 生活支援員	19名以上
5. 管理栄養士	1名
6. 理学・作業療法士	1名以上

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。（指定障害者支援施設兼務）

但し、職員数については変動することがあります。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>（標準的な時間帯における最低配置人員）

職種	勤務体制	配置人数
1. 生活支援員	日勤： 9：00～18：00	1名以上 1名以上 3名
	早出： 8：00～17：00	
	遅出：10：00～19：00	
	夜間：17：00～ 9：00	
2. 看護師	日勤： 9：00～18：00	1名以上
3. 理学・作業療法士	日勤： 9：00～18：00	必要数
4. 医師	各週水・金曜日	必要数

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

<p>①介護給付費から給付されるサービス ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス [①以外のサービス]</p>
--

があります。

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分として、7ページに記載する個別減免等が適用されない場合、サービスの利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。

なお、介護給付費が給付されるサービスの場合でも、法定代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

<サービスの概要>

①日常生活の支援

i 食事の提供

- ・栄養・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

（食事時間）

朝食（8：00～）

昼食（12：00～）

夕食（18：00～）

ii 入浴

- ・入浴・清拭は、毎週3回行います。利用者の身体の状況と希望等を伺ったうえで、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

iii 排泄

- ・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

iv 機能訓練

- ・理学療法士、作業療法士の指導のもと、担当職員が、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

v その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう支援します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

②送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。実施地域は、兵庫県全域です。高速道路を利用した場合は、高速道路利用料金をご負担いただきます。

時間については、9：00施設発～18：00施設着となります。

③医療および健康管理

医師や看護師が健康管理を行います。

i 医療

嘱託医師による診察・治療

氏名 倉本 賢

診察日 第1木曜日

なお、利用者が、緊急で専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

協力医療機関 翠鳳第一病院

ii 服薬の支援

iii 緊急時の通院と治療

④社会的活動の支援

i 日常生活指導

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援をします。

ii 余暇活動

利用者の趣味等を取り入れた余暇活動の支援をします。

⑤相談援助

〈サービス利用料金 (1日あたり)〉

(1) 下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じたサービスを利用料金から、介護給付費を除いた金額(利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。(個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。)

障害程度区分	1. サービス利用料金	2. 介護給付費が給付される金額	3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)(1-2)
区分1・2	5,090円	4,581円	509円
	1,730円	1,557円	173円
区分3	5,830円	5,247円	583円
	2,400円	2,160円	240円
区分4	6,480円	5,832円	648円
	3,180円	2,862円	318円
区分5	7,840円	7,056円	784円
	5,270円	4,743円	527円
区分6	9,230円	8,307円	923円
	6,020円	5,418円	602円

下段は、日中活動等併用の場合

短期利用に係る自己負担額	1日につき	300円
栄養士配置に係る自己負担額	1日につき	220円
食事提供体制に係る自己負担額	1日につき	480円
地域生活支援拠点等	該当	

送迎に係る自己負担額	片道につき	1860円
------------	-------	-------

- 一ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ 月額負担上限額は、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載されています。

(2) 介護給付費の対象外のサービス

以下のサービスは、介護給付費の支給対象とならないため、ご利用の際は、ご利用者の別途利用料金をご負担いただきます。

なお、下記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

①食費

1日 1,370円

(朝食 300円 ・ 昼食(おやつ含む) 540円 ・ 夕食 530円)

②水光熱費

1日 450円

③理髪・美容

月1回、理美容師の出張による理髪・美容サービス(カット、顔剃り、毛染め)がご利用いただけます。

利用料金 1回当たり カット 1,500円

顔剃り 1,000円

毛染め 1,000円

毛染め液 1,000円

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 材料代等の実費をご負担願います。

⑤日常生活上必要となる諸費用

おむつ等の日常生活品で購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費をご負担いただきます。

⑥その他

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。

利用料金 1日当たりの利用料金の50%

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに現金、または、銀行振込にてお支払い下さい。但し、(2)の③④⑤については、その都度現金でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画表(支援計画)で定めたサービスの利用を中止又は変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日(2ページ受付時間内)までに事業者にお申し出下さい。

②利用の中止につきまして利用予定日の前日(2ページ受付時間内)までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日(受付時間内)までの取り消し	無料
上記時間以降の取り消し	自己負担相当額

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を提示して協議します。

(5) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

サービス管理責任者 山本孝博

○受付時間 9:00~17:00

(苦情解決責任者) 施設長 日置 三喜男

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

名前	職名	連絡先
清水 公博	外部委員	0799-82-3251

施設より連絡取り次ぎ致します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

淡路市役所	所在地	淡路市生穂新島8番地
	電話番号	0799-64-2510
	FAX	0799-64-2529
洲本市役所	所在地	洲本市本町三丁目4番10号
	電話番号	0799-22-3332
	FAX	0799-22-1690
南あわじ市役所	所在地	南あわじ市市善光寺22番地1
	電話番号	0799-43-5216
	FAX	0799-43-5316
兵庫県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	神戸市中央区坂口通2丁目1-18
	電話番号	078-242-6868 (相談専用)
	FAX	078-242-0297

令和 年 月 日

指定短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 フローラほくだん
説明者職名 サービス管理責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所
氏名 印

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

代行者住所
代行者氏名 印
(利用者との関係)